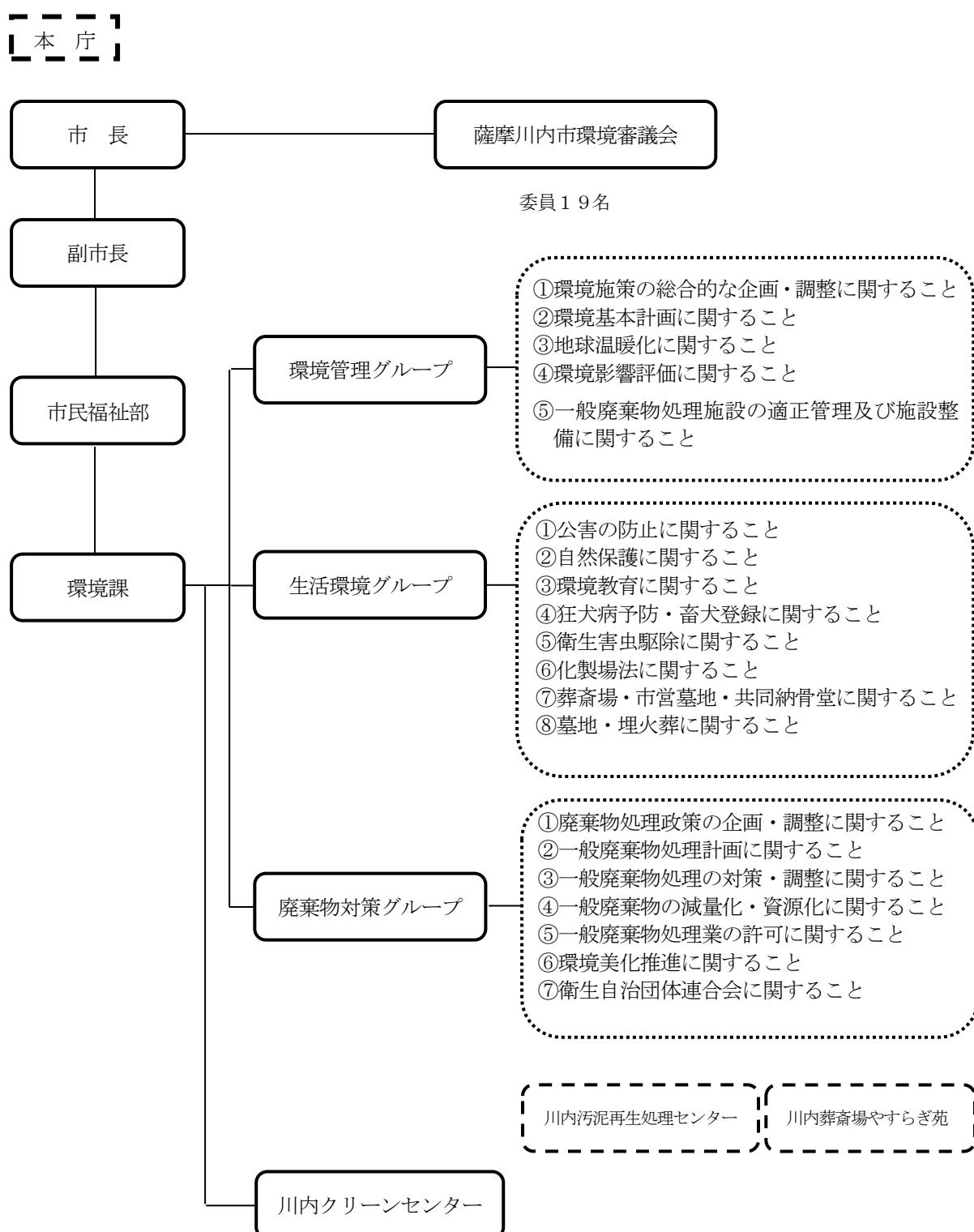


第2章 環境行政の概要

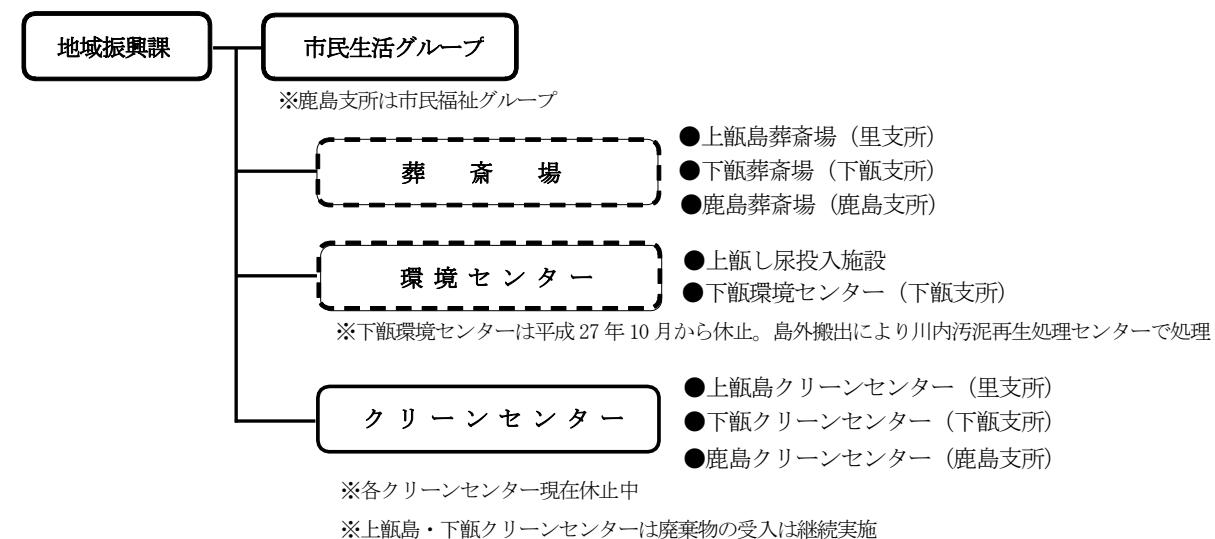
第1節 環境行政機構

1 行政組織

図表2-1 環境行政組織（平成28年 4月1日現在）



支 所



2 環境審議会

薩摩川内市環境基本条例第 12 条の規定により、環境保全に関する基本的事項を調査審議するため薩摩川内市環境審議会を設置しました。

審議会は、25 名以内の委員で組織することになっており、現在、学識経験者 10 名、公共的団体代表者 9 名、計 19 名で組織されています。

図表 2-2 薩摩川内市環境審議会委員（平成 28 年 4 月 1 日現在）

任期：平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日

選出区分	選 出 団 体	役 職	氏 名	備考
学識経験者 (10 名)	鹿児島大学大学院理工学研究科 (理学系)	教授	富 安 卓 滋	
	鹿児島大学大学院理工学研究科 (工学系)	准教授	上 田 岳 彦	
	鹿児島純心女子大学	健康栄養学科学科長・教授	坂 井 恵 子	
	川内職業能力開発短期大学校	校長	若 松 道 弘	
	川内川河川事務所	所長	坂 元 浩 二	
	川内市医師会	副会長	山 本 賢 之	
	鹿児島県環境放射線監視センター	所長	白 坂 邦三郎	
	鹿児島県北薩地域振興局	衛生・環境課長	山 下 光太郎	
	ベッコウトンボを保護する会	会員	徳 永 修 治	
	環境美化推進員		伊地知 征 子	
公共的団体 (9 名)	薩摩川内市衛生自治団体連合会	会長	諏 訪 六 雄	
	薩摩川内市女性団体連絡協議会	理事	中 園 はつよ	
	川内商工会議所	議員	浜 野 弘 恵	
	北さつま農業協同組合	女性組織協議会 さつま川内支部長	宮 元 泰 子	
	北薩森林組合	代表理事組合長	奥 秀 高	
	川内市漁業協同組合	副組合長	榎 並 貞 信	
	甑島漁業協同組合	理事	山 下 哲 郎	
	川内市内水面漁業協同組合	代表理事組合長	下 川 清 博	
	薩摩川内市校長会	高来小学校長	下 田 優 子	

■ 第2節 環境保全に関する施策

1 環境保全に関する条例

(1) 薩摩川内市環境基本条例

本市の環境の保全について基本理念を定め、市民、事業者、市の責務を明確にするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に制定しました。(H16. 10. 12 条例第 171 号)

(2) 薩摩川内市環境保全条例

環境基本条例の基本理念に基づき、環境への負荷の低減を図るための規制及び効果的な地球環境保全の対策を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に制定しました。(H24. 9. 13 条例第38号)

(3) 薩摩川内市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例

廃棄物の適正処理、減量化、資源化及び市の区域内の清潔の保持を維持するために、市民、事業者、市の責務を明確にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、廃棄物の発生を抑制し、かつ、資源を有効に利用する社会の実現を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的に制定しました。(H16. 10. 12 条例第 163 号)

(4) 薩摩川内市環境美化推進条例

市民、事業者、市が一体となって、空き缶等のごみの散乱の防止等に努めることにより、環境の美化を積極的に推進し、市の美しい自然及び良好な生活環境を確保することを目的に制定しました。

(H16. 10. 12 条例第 175 号)

2 薩摩川内市環境基本計画

本計画は、「薩摩川内市環境基本条例」第8条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市の環境施策に関する各種計画の基本となる計画として位置づけます。また、本市の最上位計画である「第2次薩摩川内市総合計画」に掲げる将来像の実現を環境面から推進する役割を担うこととしています。

本計画の策定に際しては、今日の地球規模の環境問題や本市の環境の現状などを十分に把握し、また、本市の望まれる「環境像」と「基本理念」を明らかにした、今後の環境行政の指針とすることとし、「市民・事業者・市」の各主体がそれぞれ担うべき役割を明らかにし、相互に協力しながら、より良い環境の保全・創出に向けた取組みを推進することを目的としました。

図表 2-3 計画期間

年 度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
第2次薩摩川内市 総合計画	基本構想									
	基本計画									
薩摩川内市環境基本計画(第2期)										

図表 2-3 計画期間

第2次薩摩川内市総合計画

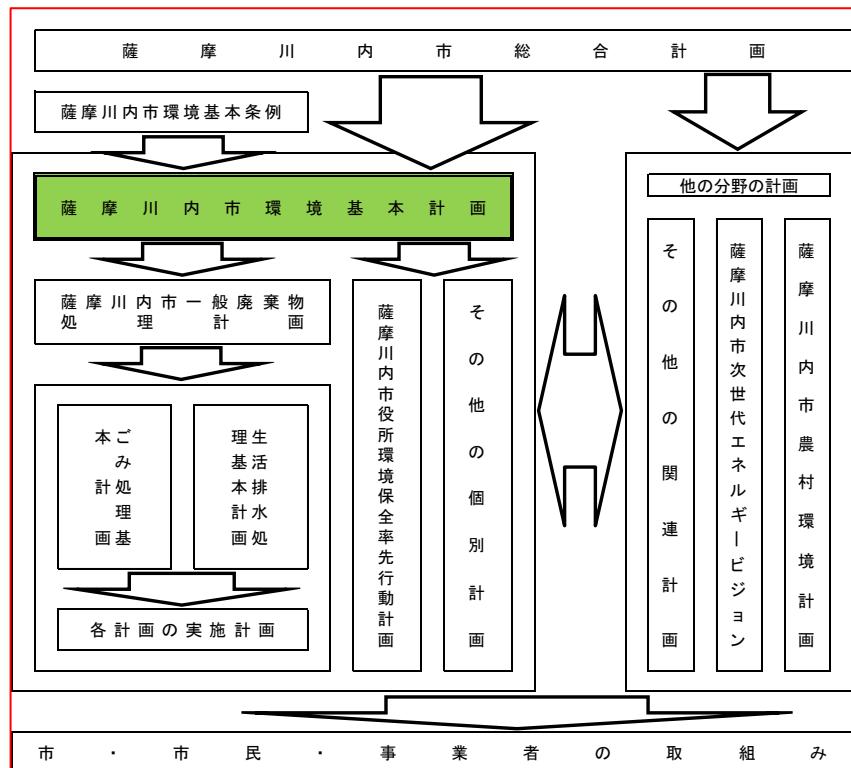
薩摩川内市環境基本計画(第2期)

10年間

10年間

上期5年 下期5年

図表 2-4 計画の位置付け



図表 2-5 計画の体系

環境の5分野	基本方針	展開する施策
全活動等	みんなで考え、行動する快適なまちづくり	1 環境教育・環境学習の充実 2 環境保全活動の推進
生活環境	安全・安心な、快適に暮らせるまちづくり	1 大気環境の保全 2 水環境の保全 3 健全な水循環の確保 4 公害等の苦情への適正な対応 5 原子力発電所周辺環境の保全
自然環境	自然にふれあい、共に生きるまちづくり	1 自然環境の保全、自然とのふれあいの推進 2 貴重な生態系の保全 3 森林・農地の保全 4 風景・景観の保全
資源循環	資源を大切にするまちづくり	1 ごみの適正処理、減量化と資源化 2 環境美化の推進 3 不法投棄対策の強化、漂着ごみ対策
地球環境	地球を大切にするまちづくり	1 地球温暖化を防止する意識の向上 2 省エネルギーの推進 3 次世代エネルギーの普及 4 移動手段の低炭素化 5 都市の低炭素化

3 薩摩川内市役所環境保全率先行動計画

市自らが環境負荷の低減に向けた取組を率先して進めるため、平成 20 年に「薩摩川内市役所環境保全率先行動計画」を策定し、市の全ての部局・機関で省エネルギーの推進やリサイクルの徹底など、温室効果ガスの排出抑制と環境負荷低減のための行動を実施しています。

現在は、平成 28 年度から平成 32 年度までの第 3 次計画の実施期間です。

なお、平成 27 年度※の取組状況は、図表 2-6～図表 2-8 のとおりです。

※平成 27 年度は第 2 次計画に基づく取組

図表 2-6 数値目標設定項目の取組状況

項目	平成 27 年度における目標値	平成 27 年度実績
温室効果ガス総排出量 (kg-CO ₂)	平成 21 年度比 6 %削減	2.3%増加
電気使用量 (kWh)	平成 21 年度比 6 %削減	6.2%削減
低公害車の導入	導入率 90%以上	100%
公用車の燃料種別ごとの燃費	平成 21 年度比 6 %向上	ガソリン 10.1%向上 軽油 2.1%低下
ごみ分別の徹底	分別を 100%徹底	95.2%
コピー用紙使用量	平成 21 年度比 6 %削減	10.1%増加

図表 2-7 温室効果ガス排出量の状況

(kg-CO₂)

項目	平成 21 年度 (基準年度)	平成 27 年度	基準年に対する比率
二酸化炭素	25,514,625	26,100,710	2.3%
メタン	381,886	372,544	-2.4%
一酸化二窒素	655,171	701,470	7.1%
ハドロフルオロカーボン	4,784	5,408	13.0%
温室効果ガス総量	26,556,466	27,180,132	2.3%

図表 2-8 市環境物品等調達方針に基づく調達状況

分野	調達推進品目数	環境物品調達割合
紙類	6	70.0%
文具類	57	87.8%
オフィス家具等	10	59.0%
OA機器	15	78.7%
家電製品	5	75.0%
エアコンディショナー等	3	—
照明	5	92.2%
自動車	1	100.0%
役務（印刷）	1	59.2%

4 環境影響評価制度

(1) 環境影響評価法

環境影響評価（環境アセスメント）は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、その実施前に、事業者自らがその事業に係る環境への影響を調査・予測・評価することを通じ、環境保全対策を講じるなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

環境影響評価法は、規模が大きく、かつ、国が一定の関与を行っている事業についての環境影響評価の手続等を定めるものであり、平成9年6月に制定され、平成11年6月から全面施行されています。

＜参考＞

同法の完全施行から10年以上が経過し、同法の施行を通じて浮かび上がった課題や生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、平成23年4月に同法は一部改正され平成25年4月から全面施行されています。

図表 2-9 環境影響評価法対象事業

	第一種事業	第二種事業
1 道路		
高速自動車国道	すべて	—
首都高速道路等	すべて(4車線以上)	—
一般国道(4車線以上)	10km以上	7.5km以上 10km未満
大規模林道(幅員6.5m以上)	20km以上	15km以上 20km未満
2 河川		
ダム、堰(湛水面積)	100ha以上	75ha以上 100ha未満
放水路、湖沼開発(改変面積)	100ha以上	75ha以上 100ha未満
3 鉄道		
新幹線鉄道(規格新線含む)	すべて	—
鉄道、軌道	10km以上	7.5km以上 10km未満
4 飛行場(滑走路長)	2,500m以上	1,875m以上 2,500m未満
5 発電所		
水力発電所(出力)	3万kW以上	2.25万kW以上 3万kW未満
火力発電所(出力)	15万kW以上	11.25万kW以上 15万kW未満
地熱発電所(出力)	1万kW以上	0.75万kW以上 1万kW未満
原子力発電所	すべて	—
風力発電所(出力)	1万kW以上	0.75万kW以上 1万kW未満
6 廃棄物最終処分場(埋立処分場所)	30ha以上	25ha以上 30ha未満
7 埋立て、干拓	50ha超	40ha以上 50ha以下
8 土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上 100ha未満
9 新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上 100ha未満
10 工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上 100ha未満
11 新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上 100ha未満
12 流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上 100ha未満
13 宅地の造成の事業(「宅地」には、住宅地、工場用地なども含まれる)		
都市再生機構	100ha以上	75ha以上 100ha未満
中小企業基盤整備機構	100ha以上	75ha以上 100ha未満
○ 港湾計画(※港湾アセスの対象)	埋立・掘込み面積300ha以上	

(2) 鹿児島県環境影響評価条例

鹿児島県では、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業について、従来、「鹿児島県環境影響評価要綱」を制定していましたが、平成 12 年 3 月「鹿児島県環境影響評価条例」を制定（平成 12 年 10 月 1 日施行）し、県民の健康で文化的な生活の確保に尽力しています。

図表 2-10 鹿児島県環境影響評価条例対象事業

種類	一般地域規模	特定地域規模	備考
道路	一般国道、県道、市町村道、農道 6 km 以上	4 車線 4 km 以上	法及び要綱に、県道、市町村道、農道、林道を追加
	林道 幅員 6.5m 10km 以上	幅員 6.5m 7 km 以上	
ダム、堰、湖沼水位調節施設、放水路	40ha 以上	30ha 以上	ダム：総貯水容量時の面積 堰：非洪水時最高水位面積 湖沼水位調節：露出水底の最大水平投影面積
普通鉄道及び新設軌道	5 km 以上	3 km 以上	新幹線、スーパー特急は全て法 新設軌道：道路以外に敷設される軌道（地下鉄等）
飛行場	1,250m 以上 (かつ延長が 250m 以上)	900m 以上 (かつ延長が 180m 以上)	自衛隊飛行場、離島飛行場も対象
水力発電所	1.5 万 kw 以上	1.1 万 kw 以上	原子力発電所は全て法
火力発電所	7 万 kw 以上	5.5 万 kw 以上	
地熱発電所	0.5 万 kw 以上	0.35 万 kw 以上	
廃棄物最終処分場	10ha 以上	8 ha 以上	一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場が対象
公有水面の埋立及び干拓	20ha 以上	16ha 以上	
土地区画整理事業	40ha 以上	30ha 以上	
新都市基盤整備事業	40ha 以上	30ha 以上	新都市基盤整備法に基づく事業 (千里ニュータウン等)
流通業務団地造成事業	40ha 以上	30ha 以上	
港湾計画	120ha 以上	90ha 以上	
住宅用地の造成	40ha 以上	30ha 以上	
工業団地の造成	40ha 以上	30ha 以上	
農用地の造成又は改良	造成 40ha 以上 改良 200ha 以上	造成 30ha 以上 改良 150ha 以上	要綱では、奄美地域に限定していたが、条例では県全域に拡大
ゴルフ場の新設	18 ホール以上・平均距離 100m 以上	すべて	
	9 ホール以上 18 ホール未満・平均距離 150m 以上		
ゴルフ場の変更	増設 9 ホール以上	増設 6 ホール以上	
※養豚場の建設	豚房 7,500 m ² 以上	豚房 5,500 m ² 以上	
その他の土地改变	40ha 以上	30ha 以上	
工場等の建設	総排出ガス量 20 万 Nm ³ /時以上 又は総排出水量 5,000m ³ /日以上	総排出ガス量 15 万 Nm ³ /時以上 又は総排出水量 3,750m ³ /日以上	

※「養豚場の建設」の規模は平成 15 年 9 月 1 日より改正

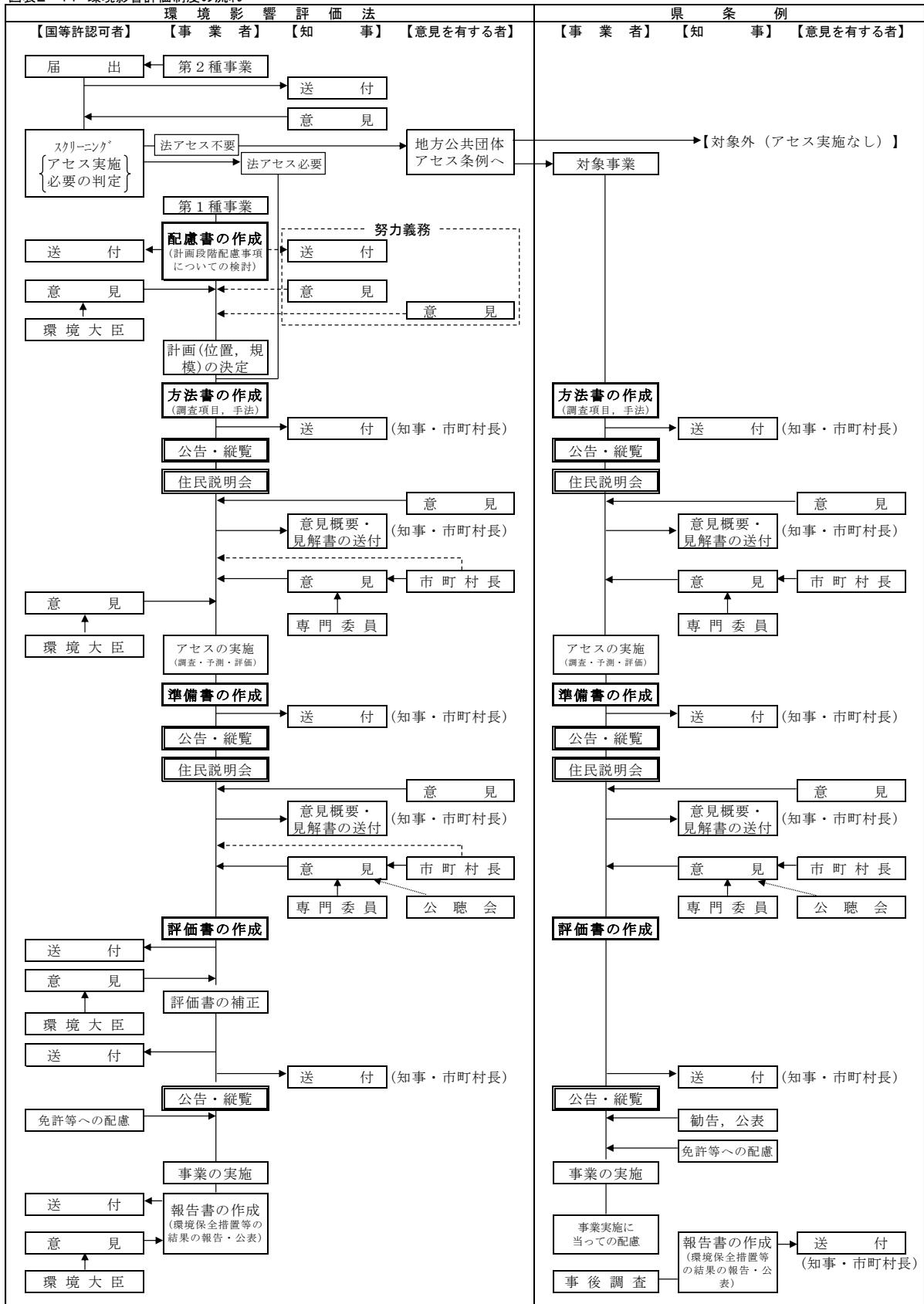
※環境影響評価法改正に伴い、鹿児島県環境影響評価条例についても、方法書の要約所の作成及び方法書説明会や電子縦覧

の義務化等について、平成 25 年 3 月に改正されました。（平成 25 年 10 月 1 日施行）

※特定地域とは、国立公園特別地域など自然環境の保全上、特に配慮が必要な地域をいいます。

図表 2-11 環境影響評価制度の流れ

図表2-11 環境影響評価制度の流れ



5 環境保全のための協定

環境保全協定又は公害防止協定は、企業と地方公共団体あるいは住民団体とが、公害防止をはじめとした周辺環境の保全を目的として相互合意により締結するものであり、公害規制等の法令を補完し、地域社会の地理的・社会的状況に応じたきめ細かい環境保全対策を適切に行うことができるほか、企業にとっても立地に際し協定を締結し地域住民の理解を得ることが、円滑な企業活動を進める上で有効な手段となっています。

図表 2-12 環境保全のための協定

締結日	協定の種類	事業場名	所在地	主要製品名	備考
S46. 10. 12	公害防止協定	鹿児島くみあいチキンフーズ	勝目町 3888	ブロイラー	S51. 7. 2 全部改定 H2. 3. 15 全部改定
S46. 12. 27	〃	九州電力(株) 川内発電所	港町 6110-1	電 力	S56. 7. 22 全部改定 H16. 10. 6 一部改定 (九電、県、市との との3者協定)
S48. 7. 16	〃	京セラ(株) 鹿児島川内工場	高城町 1810	電気機械器具	H2. 7. 24 全部改定
S50. 6. 3	〃	中越パルプ工業(株) 川内工場	宮内町 1-26	紙・パルプ	H13. 9. 20 全部改定 H14. 11. 20 一部改定 H27. 4. 1 一部改定
S52. 7. 26	〃	(株)ア・トスフーズ	大小路町 3501	水産食料品製造	H13. 9. 20 全部改定 H27. 4. 11 (株)ヤマカ より承継
S57. 6. 12	安全協定	九州電力(株) 川内原子力発電所	久見崎町 1455-5	電 力	H2. 10. 16 一部改正 H10. 3. 30 一部改正 H11. 3. 30 一部改正 H13. 7. 25 一部改正 H14. 11. 29 一部改正 (九電、県、市との 3者協定)
H元. 7. 1	公害防止協定	農事組合法人 旭養豚生産組合	さつま町大字 船木字小松原 5249-133、134		(旭養豚、旧宮之城町、 市との3者協定)
H3. 4. 12	環境保全協定	現在:PGP アセットホールディングス1(有) 以前:城山観光(株)	入来町浦之名 4890-111		入来城山ゴルフ俱楽部 H19. 3. 1 現在の 所有者に権利移転
H4. 1. 13	〃	九州電力(株) 甑島第一発電所	上甑町中甑 217	電 力	
H11. 7. 8	〃	中越パルプ工業(株) 産業廃棄物最終処分場	青山町 字堀切地内	脱水汚泥焼却灰	
H15. 3. 5	〃	川内酒造協同組合 焼酎粕飼料化工場	陽成町 1496-15	飼料原料	
H5. 4. 16	〃	川内クリーンセンター	小倉町 5104	一般廃棄物処理	H24. 4. 25 一部改正 市と地域住民との 公害防止協定
H21. 9. 28	〃	川内汚泥再生 処理センター	五代町 7632	汚泥処理	市と地域住民との 環境保全協定
H23. 4. 14	〃	※エコパークかごしま	川永野町 6924-11		H24. 1. 17 一部改正 県環境整備公社、県、 市との環境保全協定

※エコパークかごしまについては、別途、県環境整備公社、県、地域住民との環境保全協定あり（市は立会人）